

令和 4 年 4 月

小平市公民館運営審議会委員概略

1 公民館と公民館運営審議会の役割

【公民館の役割】

公民館は、社会教育法第 21 条に市町村による設置が明記され、その目的としては、同法第 20 条に「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と明記されています。さらに、目的達成のために実施する事業につきましても、同法第 22 条には、定期講座、講演会、展示会等を開催すること。各種の団体、機関等の連絡やその施設を住民の集会その他の公共的利用に供することなどが例示されています。

現在の公民館の役割のひとつには、地域における学習支援があげられます。多様な学習機会の提供、自主的な学習活動の支援、学習成果活用の支援、学習情報提供、相談機能の充実などが含まれます。もうひとつは、地域活動の拠点としての役割です。

【公民館運営審議会の役割】

公民館は市民の為の各種事業を行う教育機関であり、その学びは、地域とかがわる視点を持つことが必要です。この公民館の目的(社会教育法第 20 条)に則し、公民館運営審議会(以下「公運審」という)は、社会教育法 29 条に基づき設置されています。公運審の役割は、公民館長の諮問機関であり、公民館における各種事業の企画、実施について調査審議することを役目としています。

小平市公民館条例第 15 条で、公民館運営審議会委員(以下「公運審委員」という)定員は 17 名以内と規定されています。今回は学校教育関係者・学識経験者・社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者など 12 名の構成です。

市民の意見を直接公民館に伝えるパイプ役として、また市民の主体的な活動を職員と共に支援する大切な責任を担っている組織です。

公運審委員は積極的に利用者の要望や意見を受けとめるよう努力する必要があります。

2 主な会議等の予定

- ・ 公民館運営審議会（定例） 6 回／年
- ・ 研修会及び研究会等（一部任意参加）
 - * 関東甲信越静研究大会：1 回
 - * 東京都公民館研究大会：1 回
 - * 東京都公民館連絡協議会総会：1 回
 - * 東京都公民館連絡協議会委員部会運営委員会：12 回
 - * 東京都公民館連絡協議会公運審委員部会研修会：3 回